

平成21年12月2日

資 料

(納税環境整備等[地方税])

納税環境整備等（とりまとめに向けて）〔地方税〕

納税環境整備等については、以下の方向で対応することとしてはどうか。

○ 平成22年度改正において、次の措置を講じる。

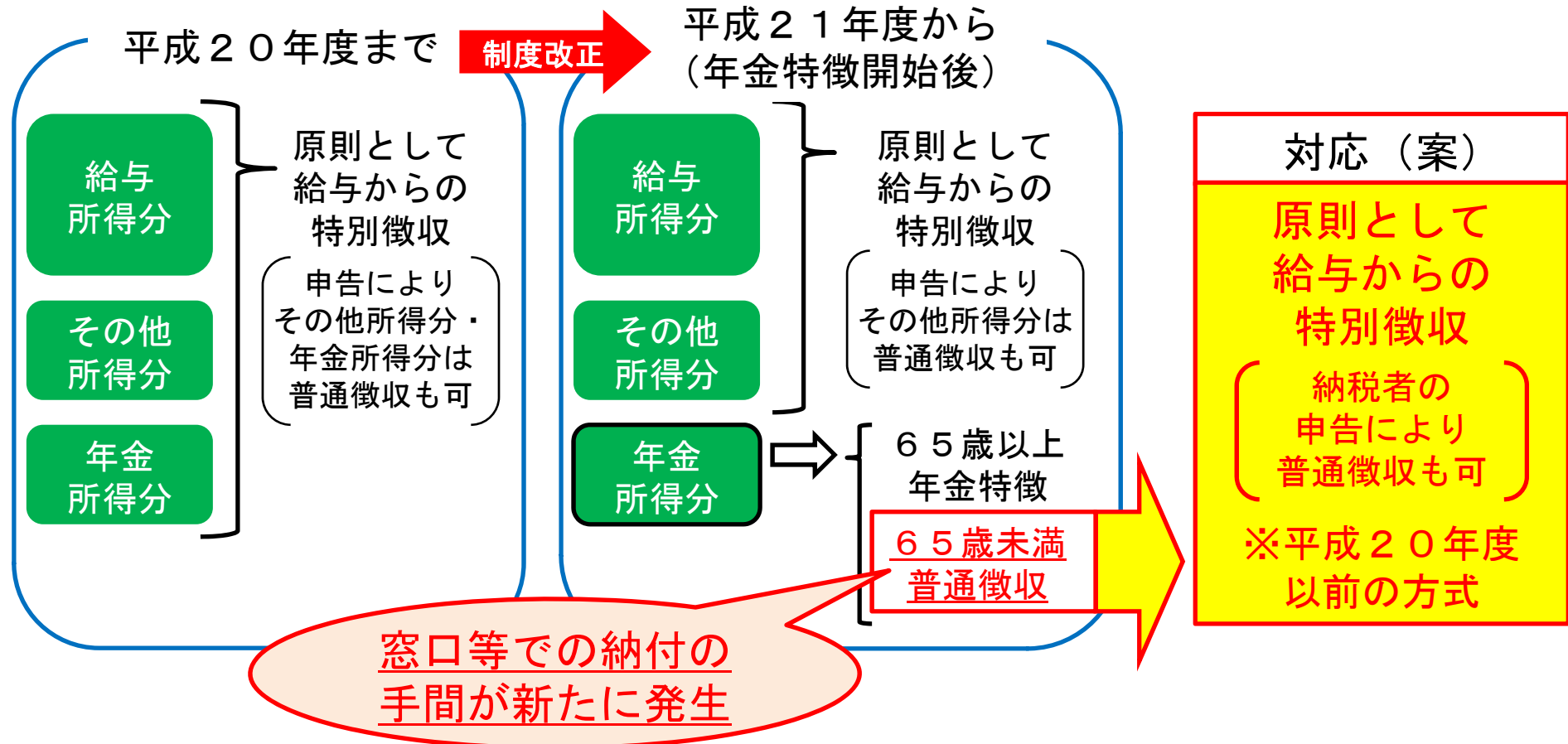
- (1) 60歳以上65歳未満の者の公的年金に係る個人住民税所得割については、平成20年度以前と同様、給与からの特別徴収税額に合算して徴収することができることとする。
- (2) 市町村たばこ税の課税の適正化の観点から、市町村に営業所を有する小売販売業者に対する当該市町村からの一定の補助金を禁止するとともに、成人人口一人当たりのたばこ税収が全国平均の3倍を超える場合にその超えるたばこ税相当額を都道府県に交付する制度について、その基準を3倍から2倍に引き下げる。
- (3) 最高裁判決を踏まえ、法人住民税等に係る還付加算金の起算日について、法人税の決定等を受けて法人住民税等の期限後申告を行い、その後減額更正を受けた場合は、当該期限後申告に係る納付の日の翌日から還付加算金を計算するよう規定の整備を行う。

○ 納税者利便の向上と行政効率化の観点から、地方団体の区域を越えて住基ネット情報を利活用可能とする措置、更正の請求期間の延長、不服申立制度の見直し等については、平成23年度改正に向けて、国税と同様に、検討の場（プロジェクト・チーム）等において検討する。

補足資料

【個人住民税】65歳未満の者の公的年金等所得に係る所得割の徴収方法について

- 給与所得とその他所得・年金所得を有する者の場合



- 「平成22年度 都市税制改正に関する意見」 (平成21年10月 全国市長会・抄)

4 (1) 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度について

65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者については、特別徴収すべき給与所得に係る税額に公的年金等に係る所得割額を加算して一括特別徴収できることとする

消費課税としての不適切事例への対応(案)

- 市町村たばこ税は、消費課税として消費者に近い営業所所在の市町村で課するもの。
- 納税義務者(JT等)は、小売販売業者から申告された営業所への売渡し本数を基準として、小売販売業者の書類に基づき、市町村へ申告納付。
- 実際の営業所への売渡し本数と申告された本数が大幅に異なることは不適当。
 - この事態を引き起こしている要因の一つが、市町村からの小売販売業者への補助金の交付であり、地方自治法第232条の2及び地方財政法第2条の規定に照らし、著しく不適当。

地方自治法(抄)
(寄附又は補助)

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

地方財政法(抄)
(地方財政運営の基本)

第2条 地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行つてはならない。

対応案

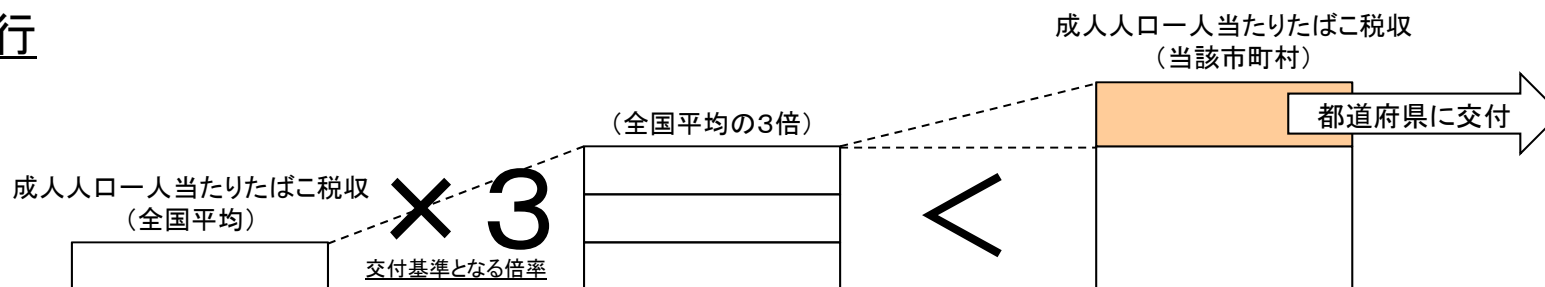
- 市町村に営業所を有する小売販売業者に対する当該市町村からの一定の補助金を禁止
- 成人人口一人当たりのたばこ税収が全国平均の3倍を超える場合にその超えるたばこ税相当額を都道府県に交付する制度について、その基準を3倍から2倍に引下げ

(参考)市町村たばこ税の都道府県への交付制度

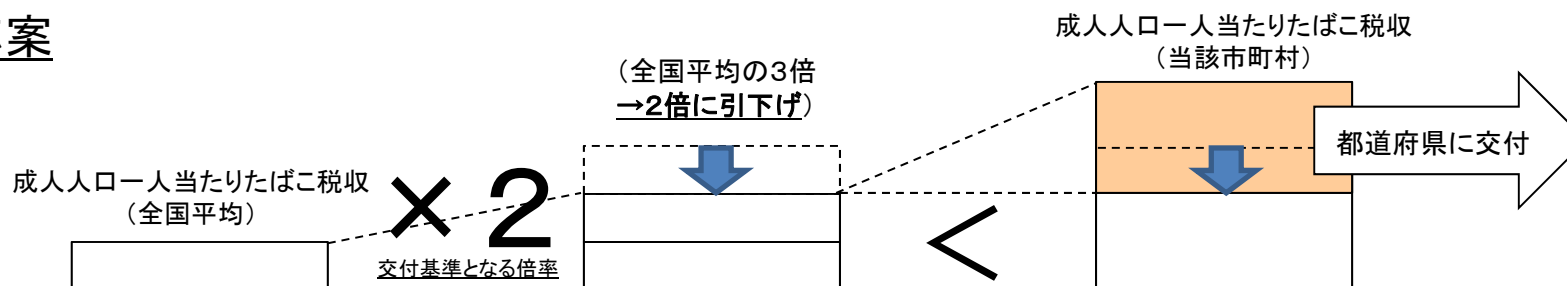
- 市町村たばこ税の都道府県への交付制度とは、消費・購入が行われる市町村とたばこ税収の帰属市町村との乖離を是正するための制度であり、成人人口一人当たり(※)のたばこ税収が全国平均の3倍を超える市町村たばこ税相当額を都道府県に交付するもの。

(※)成人人口一人当たりとは、たばこ消費基礎人口(20歳以上の常住人口及び屋間流入人口)一人当たりのこと。

現 行



対 応 案



民主党政集INDEX2009（抄）

〔税制〕

納税者権利憲章の制定と更正期間制限の見直し

国民の納税者としての意識を高め、より強固な民主主義を構築していくための第一歩として、確定申告を原則とし、給与所得者については年末調整も選択できるという制度を導入します。また、これを実現するにあたって、納税者の権利を明確にするために「納税者権利憲章」を制定します。

納税者の権利を守るための具体的な改革として、納税額の更正等の期間制限が課税庁からの更正と納税者からの修正で異なる点について見直していきます。特に課税庁の増額更正（事後的な納税額の増額）の期間制限が5年であるのに対して、納税者からの更正の請求（事後的な納税額の減額）の期間制限が1年であることは納税者の理解を得られにくく、早急に見直しが必要です。

徴税の適正化

毎年、1兆円弱の新規滞納が生じている現状にかんがみ、徴税の適正化を図ります。また個人・法人合計で1000億円近くも加算税が生じている状況を是正するため、罰則の強化や重加算税割合の引き上げを行います。

民主党税制抜本改革アクションプログラム（抄）

4. 執行体制の改革指針

(2) 納税者の権利等

① 「納税者権利憲章」の制定と更正期間制限の見直し

納税者の権利を守るための具体的な改革として、更正等の期間制限が課税庁からの更正と納税者からの修正で異なる点について見直していく。特に課税庁の増額更正（事後的な納税額の増額）の期間制限が5年であるのに対して、納税者からの更正の請求（事後的な納税額の減額）の期間制限が1年であることは納税者の理解を得られにくく、早急に見直す必要がある。

5. 平成21年度改正について

(5) 徴税の適正化

○毎年、1兆円弱の新規滞納が生じている現状に鑑み、徴税の適正化を図る。また個人・法人合計で1000億円近くも加算税が生じている状況を是正するため、罰則の強化や重加算税割合の引き上げを行う。